

<イベント開催(物品販売)における感染拡大予防ガイドライン>

令和3年10月1日

指定管理者 パークマネジメント3

【イベント参加(物品販売)時】

- ① 参加者(販売者)が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせ
 - ・ 当日の検温による発熱
 - ・ 前日までの発熱や咳など体調がよくない場合
 - ・ 同居家族や身近に感染が疑われる方がいる場合
 - ・ 過去10日以内に海外渡航または渡航者・当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② 参加者及び同伴者のマスク着用(運動中除く)
- ③ イベント参加及び物品販売時のこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施
- ④ 他参加者等との距離を確保(できるだけ2m以上を確保)
- ※ 障がい者誘導や介助除く
- ⑤ イベント中の大声での会話・応援は禁止
- ⑥ イベント時の飲食の禁止(水分補給は除く)
- ⑦ 物品販売は包装されているものにする
- ⑧ 物品販売は必ず販売前に手指消毒をする
- ⑨ 主催者が決めたその他措置の遵守、指示に従うこと

【個人情報の取り扱い】

- ① イベント参加者及び同伴者の氏名、住所、連絡先等の記入
- ② イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- ③ 厚生労働省から提供されている、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)や各地域で取り組まれている通知サービスをできる限り活用すること

【その他遵守事項】

- ① 上記のガイドラインやイベント(物品販売)毎の注意事項を遵守できない方については、参加を見合わせていただきます